

津市自主防災協議会支部活動事業補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第41号

改正 平成19年3月30日訓第15号

平成20年2月25日訓第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する自主防災協議会支部の防災に関する知識及び能力の向上並びに自主防災活動の活性化を促進することにより、大規模災害時において住民への被害の軽減を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「自主防災協議会支部活動事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、本市の区域内に存する自主防災協議会支部に対して、次に掲げる事業に要する経費（飲食に要する経費を除く。以下「補助対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 自主防災訓練に係る事業
- (2) 研修会等の事業
- (3) その他市長が適当と認める自主防災活動事業

(補助金の額)

第4条 補助金は、当該年度における補助対象経費の額に10分の8を乗じて得た額（当該額が5万円を超えるときは、5万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎会計年度の9月末日とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、平成18年度以後の年度分の補助金について適用する。

3 この訓の施行の際現に合併前の津市自主防災活動事業補助金交付要綱(平成16年津市訓第5号)、芸濃町地域振興事業補助金交付規則(昭和50年芸濃町規則第8号)、自治会等防火防災施設整備事業に関する補助規程(平成14年安濃町規程第2号)又は香良州町自主防災組織設置に関する要綱(平成6年6月1日制定)の規定により交付の決定を受けている平成17年度の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日訓第15号)

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月25日訓第6号)

この訓は、平成20年4月1日から施行する。